

統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規定に基づき、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 防火対象物等

防火対象物名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ビル
所 在	豊橋市〇〇〇町〇〇番〇〇号
管理権原者等 (組織の構成員)	別表「構成員一覧表」のとおり
主 要 な 者 等 (代 表 者)	株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇

2 協議内容

(1) 組織の設置

- ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。
- イ 本組織には、会長、副会長を設ける。
- ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。
- エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- オ 本組織の事務局は、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇課に置く。

(2) 統括防火・防災管理者等の選任及び届出

- ア 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任する。
- イ 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名をもって管轄の消防署に届け出る。

(3) 組織の運営

本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。

- ア 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。
- イ 全体についての消防計画に関すること。
- ウ 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
- エ 避難上必要な施設の管理に関すること。
- オ その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要なこと。

(4) その他

本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。

別表

(例) 〇〇ビル 防火・防災管理協議会に係る組織の構成員一覧表

役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号等	備考
会長 (代表者)	〇〇株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇	建物所有者	0532(11) 〇〇〇〇	
副会長	△△株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇	賃借	0532(22) 〇〇〇〇	
副会長	××株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇	賃借	0532(33) 〇〇〇〇	
統括防火・ 防災管理者	〇〇株式会社	総務部長 〇〇 〇〇	建物所有者	0532(44) 〇〇〇〇	
※自衛消防組織	自衛消防協議会				
	統括管理者				
事務局	〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇課 (担当: 〇〇係長 0532(11)〇〇〇〇)				

※ 印は、該当する場合に記載する。

構 成 員 一 覧						
番号	事業所名	管理権原者 職・氏名	防火・防災管理者 職・氏名	使用階等	建物所有者 との関係	電話番号
1	〇△□株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇	総務部長 〇〇 〇〇	1階	建物所有者	0532(11) 〇〇〇〇
2	株式会社△▲	代表取締役 〇〇 〇〇	総務課長 △△ ××	2階	賃借	0532(22) 〇〇〇〇
3	〇△〇株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇	統括部長 ◇◇ 〇〇	3階	賃借	0532(33) 〇〇〇〇
4	株式会社□□□	代表取締役 〇〇 〇〇	施設部長 △△ □□	4階	賃借	0532(44) 〇〇〇〇
5	株式会社〇×〇	代表取締役 〇〇 〇〇	人事部長 △□ 〇〇	7階	賃借	0532(77) 〇〇〇〇